県民のための県有地の貸付及び賃料に関する特別委員会会議録

日時 令和4年3月2日(水) 開会時間 午前10時00分

閉会時間 午後12時05分

場所 委員会室棟大会議室

委員出席者 委員長 卯月 政人

副委員長 臼井 友基

委員 白壁 賢一 乙黒 泰樹 志村 直毅 向山 憲稔

宮本 秀憲 山田 七穂 古屋 雅夫 桐原 正仁

佐野 弘仁

説明のため出席した者

総務部長 市川 康雄 総務部理事(次長事務取扱)入倉 博文

資產活用課長 小澤 浩

林政部長 金子 景一 林政部次長 河西 博志 林政部技監 山田 秋津 林政部技監 鷹野 裕司

林政部技監 山田 秋津 県有林課長 斉藤 直紀

農政部長 坂内 啓二 畜産課長 渡邉 聡尚

議題 (付託案件)

第36号 普通財産貸付料減額の件

第60号~第154号 恩賜県有財産貸付料減額の件

審査の結果 付託案件のうち第36号議案については、可決すべきものと決定された。また

第60号から第154号議案については、審査になお時間を要することから、3

月3日、午前10時から委員会を再開し、審査を行うこととした。

審査の概要 まず、第60号から第154号議案について執行部より一括して説明を受け

た後、質疑を行ったが、審査に時間を要するため、先に、第36号議案について

審査を行った。

また、第60号議案から第154号議案については、審査になお時間を要することから、明3月3日、午前10時から委員会を再開し、審査を行うこととした。

※第60号~第154号 恩賜県有財産貸付料減額の件

質疑

佐野委員 それでは、何点かお聞きかせいただきたいと思います。提出議案の第60号

から第154号の95件についてお尋ねしたいと思います。

県から貸付相手方への説明状況についてです。まず、適正な貸付料によって 県民が享受できる全体利益が適正に増額されるということについては大いに賛 成であります。ただし、当局の当初説明のとおり、生活が成り立たないとか、 経営が立ち行かないことはあってはならないと思っております。

説明が全部となると大変なので、肝となる部分について聞きます。

まず、金額がふえた、または、現状のままとなるところについては、95件 中何件か、お示しいただきたいと思います。

ふえたところだけでいいです。

ちょっと調べていただいて、あと、新たに増額になったのは幾らになったの かをお聞きします。

斉藤県有林課長 先ほどのA3横版の資料の最後のところに表がございまして、適正純賃料の 合計覧で申しますと、従前の純賃料8,758万8,510円に対しまして、 適正純賃料で申しますと1億4、031万3、582円となっております。従 前純賃料に対しまして、今度、減額した場合に関しましては、減額の純賃料と いうことで8,847万3,272円が合計になっておりますので、その差し 引きの80万円ぐらいが増額になっているところでございます。

佐野委員

80万円の増額ということですが、委員会の当初の目的は、まず適正にする こと。それから、増額するのであれば、県民が享受できる増額分でありますの で、それが一体幾らになるのかは、議会でも議決いただいたとおり、この減免 措置の内容という得点表でやらせていただいたので、これは適正であると考え ております。また、その部分について、年間80万円上がってきますから、こ れがずっと続くということは非常に喜ばしいと思っております。

一番大きな比率、いわゆる一番上がった比率、それから、金額のところにつ いてお示しいただきたいと思います。

現状、一番大きな比率のところは変化点が大きいので、そういうところは押 さえておかなければいけないだろうと思います。従って、そういうところにつ いてお答えをいただきたいです。

なぜ、この質問をしたかというと、相手方の反応が重要になってくると思い ます。今質問したのは、大きな比率で上がった場合、当然、それはちょっと困 るということが出ると思うので、まずは、変化点の大きなところについてお聞 きしたかったということです。

また後でお答えをいただければと思いますけれど、質問を変えまして、全体 的に行かれているのでわかっていると思いますけれど、この時の説明状況と相 手方の反応はどうだったのか。いわゆる頑強に嫌だって反対をされたかどうか をお聞きしたいと思います。

斉藤県有林課長 今回の賃料改定につきまして、全ての方に説明したことでございますけれ ど、従来、山林素地で算定していたものを、今回の法的議論を踏まえ、現況を 所与とする算定ということになりまして、今回の不動産鑑定評価に基づいて賃 料改定を行ったということ。さらに、純賃料については、これまでの経緯や今 後の生活に支障がないよう減額措置を講ずることを考えまして、議会の議決を 諮ることを前提に、少なくとも現契約期間中は減免となりますということ。あ わせて、所在市町村交付金相当額につきましては、固定資産税にかわるものな ので、これに対しては減免できませんということを丁寧に説明しまして、同意 をいただいておりまして、しっかり説明した内容で御同意をいただいていると いうところでございます。

佐野委員

ありがとうございます。私も、県有地については、静岡へ行って、直接住民 の方にもお聞きをしたりして、言われたのは、安く借りられればいいんだけ ど、それが適正でないと、やっぱり良くないよねと。特に静岡の人なので、と

いうようなお声もいただいております。ですので、それが適正かどうかが重要なことと、それから大きく変化したところには丁寧な説明が必要なのと、全体的に増額されれば当然それは県民享受の利益が上がるということですから、これを丁寧にしないとうまくないということなので、まず、その変化点の大きなところは、独自に押さえておかなければいけないと思ったので質問をしました。

特に心配になるのは、名前が出されていますけれども、個人の方々。こういう方々の反応はどうだったのかお聞きしたいです。

- 斉藤県有林課長 先ほど説明したように、今回の改定の経緯等を説明させていただいて、現況で評価したということ。さらに、純賃料につきましては、やはり個人の皆さんの生活に支障がないようにということで、減額措置を講じさせていただくことを説明させていただいて、御理解いただいた中で、今回同意をいただいたものを議案で出しているというところでございます。
- 佐野委員 ありがとうございます。現状が適正にということが一番重要なこと。それから、県民利益があまねく享受できるように上がるということも。この二つは相反するようなところもあるので、まずは丁寧に説明と、それから、納得をしていただいたということをお聞きしましたので、賛成をしたいと思います。 残りの進捗についてお聞きしたいと思います。うがった見方をすると、良いところは先に、大変なところを後にということになってしまうと大変なので、残余は何件あるのかをお聞きをしたいと思います。
- 斉藤県有林課長 今後交渉がありますので正確な数字はお控えさせていただきますけれども、 今、さらに交渉を続けているところでございまして、丁寧に説明をしまして、 同意がいただければ次の議会等にお諮りしていくと考えたところでございま す。
- 佐野委員 ありがとうございます。道路も含めた用地買収とかも同じようなベクトルの 場合もあるので、反対というのはいたし方ないですけれども、しっかりと丁寧 に説明をしていただきたいと思います。
- 斉藤県有林課長 先ほどの質問ですが、今回の95件中、上昇しているのが22件ということです。最大額は71番の木材流通センターで、466万円上がっているというのが最大でございます。
- 佐野委員 そこの反応をお聞きしたいんですが、どのような状況だったかわかるでしょ うか。
- 斉藤県有林課長 71番の木材流通センターでございますけれど、純賃料は変わらなかったのですが、所在市町村交付金相当額が上がったということが大きな要因でございまして、それは固定資産税でございますので、そのことを丁寧に説明して御理解をいただいて、今回同意を得たということでございます。
- 佐野委員 ありがとうございます。税の公平性になりますので、これは賃料が上がってくると、当然税収が上がるということはいたし方ないことだと思いますけれ ど、その分を含めて95件については御納得いただけたということですので、 承知をいたしました。

令和4年3月2日 県民のための県有地の貸付及び賃料に関する特別委員会会議録

志村委員

今、佐野委員から質問のあったところを、先に関連でお聞きします。

今回の中で一番変動が大きかった木材製品流通センター協同組合に関して、 参考に、今回純賃料と減額の純賃料は同額になる。ただ、所在市町村交付金相 当額が205万円分高くなるということですが、ちなみに、山林素地だった今 までの交付金はどのぐらいだったのか、お聞きしていいですか。

斉藤県有林課長 昨年度までの所在市町村交付金は77万2,677円です。

志村委員 承知しました。

今日、個別の資料の説明を聞きながら、一生懸命追いつこうと思って見ていたんですけど、まだ全部見切れていない状況です。こういう状況で、これを全部……、時間があるとしてもあと1時間ぐらいしかないんですけど。私たちが質疑をするのは、もし減免を認めていくのであれば、責任を持ってしっかりやりたいと思いますので、この時間で足りない場合は、明日、予備日がありますので、やっていただきたいということを、まず委員長にお伝えします。

それで、個人の生活に関わる部分というのは非常に大事なところなので、ここは大事にしないといけないですけれども、ただ、この個別の説明の資料を見ていても、そこの評価を不動産鑑定でされたのか、それとも価格等調査でされたのかがわからないです。今回の95件は、全部不動産鑑定で算定したのか、あるいは物によっては価格等調査をされたのか、その仕分けを教えていただけますか。

斉藤県有林課長 済みません、ちょっと集計させてください。

志村委員

鑑定だけではなくて、この資料の写真を見せていただくと、測量棒を持っている写真もあれば、グーグルのストリートビューのようなのもあるのですが、どのように確認しているのかはわからないですが、95件の減免の議案を出す以上、全部の現地確認は済んでいるのですか。

斉藤県有林課長 不動産鑑定等もやっている中で、当然、我々県職員も現地へ行って写真を撮っており、補えなかったものはグーグル等を使わせていただいている状況でございます。現地は確認しております。

志村委員

鑑定か鑑定じゃないもので算定したかは、今集計されているので、あとで教 えていただければ構わないです。

例えば、個人の住宅で、ここにある番号を言います。 75番、77番、80番、93番、118番、120番。この6件については、貸し付けの経緯のところを読むと、大分長い期間貸し付けをされてきたとなっていますけれども、資料としては貸付許可とか賃貸借契約となっているんですが、この6件の貸付契約と許可の根拠になっている資料を参考に見せていただきたいと思うので、資料請求をしたいと思います。

卯月委員長 ただいま志村委員から、資料要求がありました。執行部は提出可能ですか。

斉藤県有林課長 確認ですけれども、現契約の資料ということでしょうか。過去の資料はちょっとあれですけれど、現契約の契約資料の請求ということでよろしいでしょうか。

志村委員 現契約ではなくて、ここに貸付許可とか賃貸借契約と書かれていまして、こ

令和4年3月2日 県民のための県有地の貸付及び賃料に関する特別委員会会議録

の許可をどういう格好でやられていたのか参考にしたいという意味です。

斉藤県有林課長 昭和38年に地方自治法が改正されまして、ここから、今までの公有財産を 行政財産と普通財産に区分しておりますので、これ以降のものにつきましては 賃貸借契約をしております。それ以前のものにつきましては、許可ということ で、指令ということで出している契約になっております。

志村委員 要するに、今はもう資料がないということですか。見られるようなものはな いということですか。

斉藤県有林課長 古いものですので、あるものもあるということで、当然、すごい量になろう かと思います。確保というものの中で、今のところ、全部あるということはちょっとお答えできないですけれど。済みません。

志村委員 全部見せてくださいと言っているのではなくて、75番、77番、80番、93番、118番、120番の6つです。この6つについて、可能であれば出していただきたい。というのは、そもそも、当初貸付時期不明とかでスタートしているのは、こういう県有地の貸付というのが存在していること自体、今回、こういう御苦労をしてくださって、この資料を用意してくださったので初めて分かったわけですが。こういうことが、今までずっと続いているということは、これはこれで、よく吟味しないといけないのかなと思ったものですから。いかがですか。

斉藤県有林課長 75番のところにも、昭和32年以前の書類が存在すると書いてございますけれど、当然、それ以降に書いてあって存在するものについては、今の6つに関しては、可能な限り資料は出せると思います。

卯月委員長 6件全部あるということでいいですか。

斉藤県有林課長 今、全部があるとは断言できないですけれど。

卯月委員長 執行部の資料は一部提出可能ということであります。 お諮りします。委員会として当該資料を要求することに御異議ありません か。

(「異議なし」の声)

志村委員 よろしくお願いします。それから、もう一つ、参考までに、95号の個人住宅の利用として貸し付けている建物敷用地ですけれども、これに関しては、現況を所与とする評価で3倍くらいの評価になっています。どれが鑑定で、どれが価格等調査かというお答えが、ちょっと集計しているということなのでわかりませんが、もし、95号について、不動産鑑定をやっているということであれば、ここは非常に参考になるケースだと思いますので、どういう鑑定だったのかということをお示ししていただくことはできますか。

斉藤県有林課長 今回、不動産鑑定等々、お話させていただきましたけれども、不動産鑑定評 価も価格等調査も現況評価ということです。

志村委員 現況評価はわかりました。一般質問でも申し上げました継続貸付の場合は、

現況を所与とする土地の評価をするにしても、継続賃料の算出方法で鑑定をするということになっています。新規賃料を求めるということは、新たに契約する場合、ここはどういう土地の評価額なのかを示すための不動産鑑定評価だと思いますけれども、この場合はどういう不動産鑑定をしたのかを1例として不動産鑑定評価書があるのであれば、資料を出していただけますか。

斉藤県有林課長 今、不動産鑑定か価格等調査か、断言できなくて申し訳ないですけれども、 仮に不動産鑑定等の評価書が出た場合でも、その利回りとかの開示はできない ということがあろうかと思いますので、それはご承知いただければと思いま す。

志村委員

開示できない不動産鑑定評価の手法、内容があるということは理解不能ですが、そういうことがあるにしても、もしあるのでしたら資料をお願いします。

県有地の貸し付け自体を、知事は県有地の価値をもっと高めると言っています。今回減免の対象になったものだけでも、見せていただいて、貸し付けなり、どういう使い方をしていただくなり、あるいは県としてこれを売却しないのであれば、やはり、その貸付の態様も含めて、今後、相手方としっかり考え方自体を共有していく必要があると思います。

それで、108号の事例ですけれども、これは北杜市に貸しています。これも昭和28年より前の書類が存在しないんですけど、このように貸し付けていきました。写真を見ると、道路と中に入る小道があって、これは左側の家が対象の住宅になるんですか。

斉藤県有林課長 215ページだと思いますけれども、両側とも貸付の対象になっているところでございます。

志村委員

個人の住宅用地としてご利用いただいている。ただし、北杜市が間に入っているということですから、そのこと自体をここで、いいとか悪いとかってことは言いませんが、よく考えてみると、先に挙げた6件ぐらいの個人の貸付地は、所在市町村交付金も当然いただいて、個人の住宅だから減免もしているんです。これは北杜市だから、地方公共団体が借り受けているから減免、そして個人の住宅だから、これも減免ということになると。実質適正純賃料の半額で、交付金もない。ダブルで、減免の配点が採用されるという特異な事例になりますけれども、そもそも県有地の活用の仕方として、こういう発想があるのか。これについては改善していく必要があるのではないかなと思いますが、いかがですか。

斉藤県有林課長 こういう箇所もあるということの中で、やはり過去からの貸付の経緯がございまして、最近は、貸し付けている事例もございませんけど、やはり恩賜県有財産ということで、大分古い中で、管理条例ができる前から貸し付けということを行っていまして、先ほど申しましたように、昭和38年ですね、ちょうど変わってから賃貸借契約になったという、それ以前のものは、使用許可ということでやっている中で、過去からの古い歴史があるということで、こういう箇所もあるということでご了解いただければと思います。

志村委員

それはわかります。過去からの経緯もあるので、やはり貸し付けている相手方と、今回こういうことがいいきっかけで、適正賃料を求める、適正な対価とは何か、県有地のこの問題は何かっていうことを、知事が投げかけてくださったっていうことで、この2年、こういうことがずっと続いているので、これは

やはり生かしていかないといけないと思います。今回の減免は、やはり一番重 要な個人の住宅に関わる部分は、やむを得ない部分もあるだろうと思います。 だけれども、この委員会の議論を通じて、やはり個人の住宅であったとして も、その貸付のあり方をどのようにしていくかというのは、長い貸し付けの経 緯も含めて、今後どうしていくかということは、やはりちゃんと県と相手方で 話し合って欲しいんです。そうしないと、新規賃料で算出して減額しました。 実質変わりませんということでは、進展がないと私は思いますし、そもそもそ の不動産鑑定のやり方が、これでいいのかという、一番重要なポイントが、9 5件の多くの方にはもしかしたら理解されていないまま、この減免が進んでし まうのではないか。それに関しては、私たちも県議会議員として、手法として こういう手法でいいのかどうかというところを、ないがしろにしたまま議決を していくのは非常に、問題だと思うんですよ。そういうことを申し上げて、私 ばっかり聞いてもいけませんので、もう1点だけお聞きしますけれども、学校 法人関係に貸し付けているもの。例えば学校の寮とかは、いくつかあります。 が、それで、学校の寮っていうのが、相手方が、学校法人、それから一般社団 法人、これで減免の配点は同じですけれども、片方は所在市町村交付金がかか る。片方は所在市町村交付金がかからない。これは、相手の問題かもしれませ んけど、県とすれば、所在市町村交付金も、その存在する市町村に納めている ところと、相手方は、学校法人だから取らない。一般社団法人は取る。で納め ている。でも、立派な学校法人の寮がいくつかこの写真を見てもわかりますけ ど、こういう違いというのは、やはり、佐野委員が言われたように、税の負担 の公平性からすると、逆に学校法人で借りた方がいいということになりかねな いと思うんですよね。だから、減免をすることをきっかけに、やはり県として はこういう減免規定は初めてだから、相手に初めてこの減免規定を今回、採用 したわけですよね。だからそういうこともきちんと1件1件、説明をされたと 林政部長も答弁でお答えくださいましたが、そういうことも、相手方にはちゃ んと伝わっているんですか。

斉藤県有林課長 所在市町村交付金相当額は当然固定資産税と同じということでございますので、当然、学校法人等は、対象にならないということ。それ以外の方にはかかるということで、今回の答弁の最初の方で説明させていただきましたけれども、純賃料は、今回の減額措置で変わりませんけれども、所在市町村交付金というのは、固定資産税相当額ですから、上がるところ、かからないところをしっかり丁寧に説明して、御了解いただいた上で、同意をもらったものが今回議案に出しているということでございます。

志村委員

わかりました。相手方がそこを理解してくださっているのであれば、それは、そのように受けとめますけれども、たくさんあるので、パッと出てこなくて申し訳ないですけれども、相手方が例えば…要するに借り受けている乙の方が、自分のところの法人のいろいろな組織の都合で、学校法人として借りていればよかったけど、法人運営の中で、いくつか関連法人とかを作って、それがたまたま一般社団法人で借り受けることにしたから、要するに乙の方が改組して、そういうふうになったりするケースもあると思います。でも、一応甲乙の契約は、継続しているわけですよね。継続しますよ。その場合、もし一般社団法人が、また統合とかして学校法人で借り受ける、名義が変わった場合ですね。これは所在市町村交付金が取れないことになりますよね。だけど契約が継続していくわけですよね。だからそういう問題も出てくるというところもしっかり知っていた方がいいかなと思います。この減免の規定は、確か前の前の委員会で、今回はこれやりますと言っています。今後はもうこれ使わないと

いうことですかね。当契約が、例えば新たに始まるような、新たに貸付契約が始まりますとか、それから終わりました、他のところに貸し付けますとか、いろいろ今後、県有林の貸付っていうのは、このまま固定ではなくて、変動もあると思いますが、そういう時には、もうこの減免の規定は、不要ということですかね。次の価格見直しのときもこれはもう使わないということですかね。

- 斉藤県有林課長 当然、このまま継続する場合は、今回の措置ということはあると思いますけれども、新たに使用目的とか、名義が変わった場合は、新たな料金から算定をして、やっていくということになると思いますので、新たな貸付については、減免措置等がないということです。
- 志村委員 済みません。3年ごとに見直しているじゃないですか。だから、この賃料の 見直しを3年後にやった時はどのようになるんですかということをちょっとわ かりやすくお願いします。
- 斉藤県有林課長 3年後の料金改定の時は、今回減額しているもので、仮に今度料金改定の時に、純賃料が上がった場合、もし上がっても今回の減額率を考慮して減額していくことと考えております。
- 向山委員 まず前提として、今回減額をするということで、議案が95件出てきています。私も一昨年の県有地の議論が始まって以降、一貫してお伝えさせていただいているのは、県有地の最大化、高価値化を図って、しっかりと県民に利益を還元するというのは、全くその通りだと思いますし、富士急行の貸し付けている土地を含めてですね、過去に、本来県民に入るべき利益が入っていないところは、毅然とした対応も含めて、利益をしっかり取っていくべきだというのは一貫して言わせていただいています。そうした意味でいきますと、今回のこの95件の貸付というのは最終の減額全額を見ますと、5,184万310円。これを減額するということは、本来は県税収入として入ってくるべきものが、この5,000万円以上が入ってこないということになりますけれども、まずはこの考え方について、県としてはどのように整理して行ってきたのかを伺いたいと思います。
- 斉藤県有林課長 今回の減免措置は、当然、公益施設なりの施設の維持、運営の継続。あとは、企業等の事業継続、個人の方の生活維持ということを考えた社会政策上の措置ということを考えて減免措置をしておりますので、あくまでも社会政策上の措置でやっておりますので、その点を御理解いただければと思います。
- 向山委員 県民の利益がその分減縮されたとしても、それ以上の利益が社会政策上生まれるという判断で今回、この減免をされていると認識をいたしました。その上でお伺いしますけれども、この95件すべて山林素地から、現況に変えたことによる、純賃料の変更ということでよろしいでしょうか。
- 斉藤県有林課長 繰り返しになりますけれど、今回は、現況で評価したものを算定して賃料改 定ということをやっておりますので、すべて現況評価でやっているということ になります。
- 向山委員その前まで、山林素地だったものを現況にしたという考えでいいですね。
- 斉藤県有林課長 これまで、山林素地ということを前提に算定したところもございますけれど

令和4年3月2日 県民のための県有地の貸付及び賃料に関する特別委員会会議録

も、今回は現況で評価したということでございます。

向山委員

95件のうちに、現況から現況で評価したものもあると思うんですよ。前回の評価自体も現況でやっていて、今回も現況でやったか、それともすべて山林素地でやっていたものを現況に変えて出てきた純賃料なのか。そこを伺いたいんですけど。

斉藤県有林課長 これまでは、開発前が、山林素地という前提で算定していたところでございます。それで、今回は現況でやっているということ。

向山委員

そうしましたら、その大前提を確認させていただいた上でお伺いしたいと思いますけれども、この95件の中を見ていくと、地方公共団体という項目での社会政策上ということもわかりますけれども、地方公共団体が借り受けていたとしても、収益を上げている施設がいくつかあると思います。例えば仮にですが、66番、吉田恩組が借りている商業地で、5合目の山小屋だと思いますけれども、こういう商業地についても、地方公共団体が運営する施設ということで一緒くたにされています。社会政策上という意味では、どういう捉え方で減額の対象になっているのでしょう。

斉藤県有林課長 地方公共団体という中で、恩賜県有財産保護組合等も一部事務組合に該当いたしますので、まず、地方公共団体が運営する施設というところで、まず2点ということでやっているところでございますか。

向山委員

実際、市町村ではないですが、吉田恩組という団体が収益を上げている、あるいはそこを借り受けている人が利益を上げている部分は全く考慮しないわけですよね。そこに観光客が来ていろいろな収益を上げているのに減額をすることについて、整合性はどのように図られているのでしょうか。

斉藤県有林課長 例えば、委員がおっしゃるところは売店ですので、鑑定は、宅地ではなく商業地で土地価格を出しております。そのため、貸付料等が住宅等よりは上がっていくと考えているところでございます。

向山委員

質問がかみ合っていませんが、地方公共団体等に当たるので減額するということは、議会で議決した表ではないですが、この表に当てはめてみればわかります。ただ、県民利益を最大化するという中で、本来は県民の皆さんに還元をしなければならない県有地の利用を考えれば、減額は厳粛に行わなければならないと考えています。貸した土地で借り方が利益を上げているところに対して減額をすることについて、県民の利益、理解が得られるのかという疑問点があった上で質問をさせていただいています。地方公共団体ということで吉田恩組に貸し付けて、そこから借りている人がいて利益が生まれている。その利益が生まれている部分について、もうかっている人がいるのに、わざわざ減額をして、そこを提供するという整合性をどのように考えているのかをお聞きしています。

斉藤県有林課長 先ほど申しましたように、恩賜県有財産保護組合も地方公共団体等に該当しますので、項目に当てはめて得点が2点ということで区分を分けているところでございます。

向山委員 減免措置の内容はわかっています。これを定めた県の考え方はわかりますが

県民の皆さんの負託を受けた議会として議論をする中で、減額をすることは、 県民の皆さんの利益を圧縮してお返しをするわけです。それなのに、その施設 自体が本来はもうけている、純利益が上がっているのに減免をする必要がある のかという議論に対して、どのように説明をするのか。地方公共団体だからこ の表に当てはめて何でもかんでも減免するという説明で押し切って説明される という考えでよろしいのでしょうか。先ほど、採点の大前提である社会政策上 という説明を、どのように県民の皆さんにされるのか、そういう質問で見解を 伺いたいと思います。

斉藤県有林課長 繰り返しになりますが、地方公共団体が運営する施設ということで、社会政策上の減免を考えておりますので、施設の運営継続のためということで2点の配点をして減免しているところです。

白壁委員

関連です。地方公共団体に属してはいるけれど、収益の部には賃貸収入が入ってきている。当然、そこを貸し付けるときは収益を上げている。建物も住宅も借りている金額で貸し付けているわけではないから。住宅については収益を上げていないと言っていたけれど、そんなこともないよね。いずれにしてもそういう整合性をどのように考えるか。そこを明確にしないと、皆さんは提案をする。我々は議決する。そしてこの議決は、未来永劫残る。これは、最も重要な判断をしなければならない議会なので、細かく吟味しないと、あなたたちがやったことですよって、逆に我々が国家賠償法で訴えられる可能性がある。それを回避しないとならないから。本来、一つ一つ見ていくべきだよ。商業地と書いてあって駐車場になったとか使用目的が違うとか、いっぱいある。幾つもあるけれどわからない。一つ一つに責任がある。合計金額をばっさり言われてもよくわからない。議決した我々が訴えられる可能性、責任があるから、こういうこと聞いている。整合性についてしっかり答えないとならないよ。よく答弁を考えてみてよ。

卯月委員長 委員各位に申し上げます。審査の途中でありますが、暫時休憩いたします。

(休憩)

卯月委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

まず、先ほど志村委員から要求がありました、不動産鑑定評価書、執行部が提出可能なものということで、委員会として資料要求することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

卯月委員長 執行部は資料の提出をお願いいたします。

斉藤県有林課長 今回の95件のうち何件かという質問であったと思いますが、11件が不動 産鑑定ということ、残りが価格等調査ですが、この11件についてということ でよろしいでしょうか。

志村委員 11件全部可能であればお願いしますが、集計件数を教えてほしいのではなく、どれがそうなのか教えていただかないと11件と言われてもどれがどれだかわからないです。

斉藤県有林課長 66番、71番、73番、88番、89番、101番、137番、142 番、144番、145番、148番でございます。

志村委員 承知しました。そうしましたら、この11件については鑑定資料をお願いします。それから、私が申し上げた95番は不動産鑑定ではなくて価格等調査ということであれば、その資料もお願いします。

斉藤県有林課長 鑑定士の了解を得てからになろうかと思いますので、すぐには提出できない ことを御了解いただき、それから、先ほど申しましたように、内容によって非 開示の部分もあることを事前に御承知いただければと思います。

志村委員 御了解をいただいてからですけれども、審議の参考にさせていただかなけれ ばなりませんので、その辺も踏まえてよろしくお願いします。

白壁委員 責任もって委員会で採択をして本会議で議決するためには価格等調査についても資料がないとわからないよね。価格等調査については正式なものではないからという話だけど前提としてあるわけだからそれもないとよくわからないよね。せっかく鑑定書を出してもらうなら、それも出してもらいたい。資料請求したいと思います。よろしくお願いします。

卯月委員長 白壁委員から指摘のあった資料につきまして、執行部は提出できますか。

斉藤県有林課長 繰り返しになりますが、価格等調査について、一部開示できない、お答えで きないところもあることを御了解いただければと思います。

白壁委員 例えばどういう場合ですか。

斉藤県有林課長 利回りの率とかですね、その点は御理解いただきたいです。済みません。

白壁委員 利回り法で全部やっているの。違うでしょ。それはおかしい。

斉藤県有林課長 今申し上げたような、そういうところに関しては非開示ということで、お願 いしたいと思います。

卯月委員長 要求がありました資料については可能な限り提出いただくということで、お 願いしたいと思います。

> この際申し上げます。本件につきましては、さらに審査に時間を要するため 先に、第36号議案について審査したいと思いますが、御異議ありませんか。

> > (「異議なし」の声)

卯月委員長 それでは、36号議案、普通財産貸付料減額の件を議題といたします。

※第36号 普通財産貸付料減額の件

質疑

志村委員

非常に重要な施設でもありますし、いろいろな問題等が指摘されましたが、 今後も引き続き利用していただく必要があると感じます。確認ですが、今回、 貸付期間が、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間というこ とで、今回の減免を議決した場合、この3年間という理解でよろしいでしょう か。

渡邉畜産課長

3年間でございます。また3年経ったところで議会の議決を得るというルールでございます。

山田委員

私も食肉流通センターの重要性は十分理解していますし、しっかりとした経営をしていただきたいと思っていますが、実際、今までどういう経営状態で、どのぐらい利益が上がっていたのか、そういったことがわからないと、ただ減免しましょうということでは理解が得られないと思います。できれば今までの経営の資料みたいなものを添付していただければ非常にありがたいですが、その辺はいかがでしょうか。

渡邉畜産課長

食肉流通センターにつきましては、平成3年に旧食肉公社の業務を引き継いで設立しました。その当時、横領事件が発生しまして、新たな会社を立ち上げました。設立当時から経常損益はずっと黒字でやってきましたが、公社に対して、無償営業権という、毎年6,000万円ずつ償却していくことがあって、マイナスが出る可能性もあったのですが、経営としては、ある程度順調にいっておりました。ただ、BSEが発生したときに大赤字を出しまして、2億円に近い純資産が落ちたところもございます。現在も、4億2,000万円の出資金に対しまして、剰余金がマイナス2億6,500万円になっておりますので、まだまだ経営を戻す状況にはなっておりません。その後、東日本大震災や豚熱など、いろいろなものがありまして、経営は非常に厳しい状況でございますが、昨年度は800万円ほどの利益が出ておりましたので、納税もしっかりしております。そういうこともあって山田委員がおっしゃったように、経営につきましては、しっかり県としても出資法人を指導する立場として対応していきたいと考えております。

白壁委員 ちなみに県は何%で幾ら出資していますか。

渡邉畜産課長

資本金4億2,000万円のうち、県が1億5,000万円、出資割合としては36%。残りを7,500万円ずつ全農と食肉業界が出資しております。 残りの1億2,000万円につきましては、農畜産業振興機構が出資をされております。

白壁委員

毎年、必ず1年に1回、いろいろな問題を起こすから、それだけは一言言っておかないとならない。ただ、極めて公共性の高い施設なので維持していくべきだと思いますので、妥当だと感じます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

その他 ・第60号議案から第154号議案の審査になお時間を要することから、明3月 3日、午前10時から委員会を再開し、審査を行うことした。

以 上

県民のための県有地の貸付及び賃料に関する特別委員長 卯月 政人